

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p data-bbox="164 286 1171 376">1 男女共同参画推進プランで鶴ヶ島市民のジェンダー平等はどう進むか (60分)</p> <p data-bbox="164 427 1171 539">新型コロナウイルス感染症の猛威の波は繰り返しています。「更に新しい変異」を予測する声がありますが、人知を結集して一刻も早い収束を実現しなければならないと思います。</p> <p data-bbox="164 551 1171 831">いまだ収束が見えないなかですが、既にコロナ禍によって私たちの社会の負の側面が明るみに出てきました。貧困と格差の拡大、医療従事者とケア労働など新型コロナウイルス感染症医療の渦中で献身的に働くエッセンシャルワーカーがその役割に見合った待遇を受けていないことが浮き彫りになっています。なかでも女性の身の上に強いられている犠牲の実態について、コロナ後を見据えて、どう対応していくのか私たちの社会の課題となっています。</p> <p data-bbox="164 842 1171 1032">コロナ危機は女性にさまざまな犠牲を強いています。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、「ステイホーム」が強いられるもとでDV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の5倍にも達しました。子ども、少女たちへの虐待・性被害相談も急増し、民間団体任せは限界に達しています。</p> <p data-bbox="164 1043 1171 1077">ここには、圧倒的に世界から遅れた日本の政治の責任があります。</p> <p data-bbox="164 1088 1171 1200">日本は、各国の男女平等の達成度を示す「ジェンダーギャップ指数2021」（世界経済フォーラム）で、156か国中120位と、先進国として異常な低位を続けています。</p> <p data-bbox="164 1211 1171 1491">「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる女子差別撤廃条約の採択（1979年）から42年。日本政府は1985年にこれを批准しながら、具体化・実施にまともに取り組んできませんでした。いま大きな問題になっている「男女賃金格差の縮小」も「選択的夫婦別姓への法改正」も、繰り返し国連の女性差別撤廃委員会から是正勧告を受けてきたにもかかわらず、まともにとりあわず、無視し続けてきたのです。</p> <p data-bbox="164 1503 1171 1693">コロナ危機を経て、ジェンダー平等を求める国民の声は劇的に高まっています。「生理の貧困」が話題になる中、これまでタブー視されていた生理の問題にも光が当たりました。「フェミサイド（女性を標的にした殺人）のない日本を」「フェミサイドは痴漢など日常の暴力の延長にある」と大学生たちが署名に立ち上がりました。</p> <p data-bbox="164 1704 1171 1816">ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人にとって希望に満ちた社会です。</p> <p data-bbox="164 1827 1171 1939">「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を掲げる鶴ヶ島市は、ジェンダー平等が着実に進展し根を広げるよう、施策の展開を図っていくべきではないでしょうか。</p> <p data-bbox="164 1951 1171 2018">「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」（案）は、コロナ禍を見据えた課題にも目を配った内容となっており評価するもので</p>	<p data-bbox="1198 286 1458 365">市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>す。しかし、一向に改善の兆しも見えないどころか悪化しているジェンダー不平等の実態を見るにつけ、このプランがジェンダー平等につながる本気の施策となるようお願い、以下「計画の内容」に沿って逐次質問します。</p> <p>(1)「基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり」について</p> <p>ア これまで5次にわたって推進してきたわけですが、「施策1 男女共同参画に関する理解の促進」は、図られたとみていますか。</p> <p>イ 同じく「施策2 性別による固定的な役割分担意識の解消」も、どの程度図られたのか。また、第6次での改善点は。</p> <p>ウ 学校教育課が担当する施策がありますが、学校教育で取り組んでいる内容と子どもたちの様子は。</p> <p>(2)「基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」について</p> <p>ア 「施策3 女性活躍推進法の普及啓発」の取組項目「8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進」は、従業員100人以下の企業に行動計画を策定するよう促すこともしていますか。</p> <p>イ 「施策4 女性が能力を發揮できる環境の整備」に関して</p> <p>(ア) 市内企業でハラスメント事案が発生し、相談されることはありますか。</p> <p>(イ) 男女間格差是正の促進ということですが、「是正されるよう、情報提供」を行うことだけですか。</p> <p>(ウ)「11 公共調達における女性活躍推進取組の反映」として「価格以外の要素を評価する公共調達のあり方について検討」としてはいますが、どのように検討しますか。</p> <p>ウ 「施策5 長時間労働の見直し」に関して、「啓発」や「情報提供」だけでは、長時間労働は無くなりません。市役所の職場で模範を示すことが必要と考えますが、どうお考えですか。</p> <p>エ 「施策6 さまざまな働き方の普及と支援」に関して、「14 多様な働き方を可能にする環境整備」では、「テレワークやオンラインによる会議など」が例示されていますが、労働時間や働く場所など無制限に働かせることながないように十分な注意が必要です。働く側にも企業にも情報を提供しますか。</p> <p>オ 「施策7 子育て家庭への支援」に関して、取組項目「18」「19」「20」とも更に充実が求められます。第6次ではどのような取組を検討しているのか具体的にお示しください。</p> <p>カ 「施策8 介護が必要な家庭への支援」に関して、特に、孤立している女性、高齢者に対する制度の周知、相談体制の充実が求められますが、現状と今後の対策についてお聞きします。</p>	

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>(3)「基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現」について</p> <p>ア 「施策11 DVに関する正しい理解の普及」に関して、このような事案で特に女性の被害が重大化するの、女性が経済的に自立できない状態が根底にあることを認識することが大事だと考えます。具体的な事例があればお示してください。</p> <p>イ 「施策13 被害者の安全確保と自立支援」に関して、このような事例は多発していると思います。被害者が自ら告発する例は少ないと聞きます。どのような情報に基づいて支援に至っていますか。</p> <p>(4)「基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実」について、審議会等への女性登用促進、管理職への女性職員の登用促進について具体的な女性比率の目標等をお聞きします。</p>	